



# General Assembly

Distr.: General

December 2020

Original: Japanese

United Nations

## General Assembly

### Question of equitable representation on and increase in the membership of the Security Council and related matters

Sponsors: Brazil, Egypt, Germany, India, Japan, Jordan, Kenya, Nigeria, Saint Vincent and the Grenadines, Spain, South Africa, United States Of America,

*The General Assembly,*

2007年9月7日のA/61/L.69/Rev.1「Security Council reform process」を想起し、

国連総会は、昨今の世界情勢を反映しているとは言えない安全保障理事会の現状を深く懸念し、国連憲章第23条1項に掲げる「更に衡平な地理的分配に特に妥当な考慮を払って」非常任理事国を選出するという文言を想起し、

安全保障理事会は、国際的な平和と安全の維持のために、加盟国に代わって行動する責任を与えていることを再確認し、

国際的な平和と安全の維持のために、安全保障理事会は、公平で民主的な機関でなくてはならず、そのためには、常任・非常任理事国の議席を拡大する必要性があると信じ、

加盟国は、非常任理事国の指名および選挙の際に、非常任理事国の代表者の適切かつ継続的な代表性を十分に考慮すべきだと確認し、

拒否権は特権ではなく、国際平和常任理事国の義務であり責任であるという考えのもと、拒否権の行使の際は国際連合憲章第八章地域的取組み第52条1を想起し、

すべての加盟国が理事会の業務に関する情報にアクセスできるようにし、透明性、包括性、意思決定のオープン性を高めることで理事会の説明責任を強化すべきだと信じ、

国連憲章第31条と第32条を想起し、

平和維持活動に関する意思決定の際に、軍事・警察要因派遣国との協議の必要性があることを確認する。

1. 常任理事国と非常任理事国の両方を拡大をすることを強く要請する；

- a) 常任理事国にアフリカの地域枠を 2 カ国
- b) 常任理事国に日本、インド、ブラジル、ドイツの 4 カ国
- c) 非常任理事国には、非常任理事国のアフリカ 2 カ国、東ヨーロッパ 1 カ国、OIC から 1 カ国、中南米から 1 カ国、アジア・太平洋から 1 カ国、中東から 1 カ国

2. 各地域グループは、島嶼国や小規模の発展途上国の代表が定期的に非常任理事国として参加できるように調整することを要請する；

3. 常任理事国に以下の際の常任理事国の拒否権の行使を制限するように強く促す；

- a) ジェノサイドがおきた際の拒否権の行使
- b) 理事国同士の関係悪化が見られた際または戦争が起こった際の拒否権の行使[1]
- c) 新常任理事国が選出後 15 年間の拒否権の行使

4. 非公式協議においての透明性を上げるように呼びかける；

- a) 常任理事国等の非公式協議の場にいる国が招致せずとも、非公式協議において非公式協議に参加できない加盟国の要望があり、かつ議題がその国に関係している場合におけるアリア式会合の実施

5. 公開討論が行われる場合、常任・非常任理事国は、取り上げられている問題について発言する前に、幅広くその議題に関係する加盟国の意見を聞くことをするように呼びかける；

6. 記録のない非公式協議を開催する従来の慣行は廃止され、非常任理事国でも理事会の文書や記録を閲覧できるようにするように訴える；

7. 理事会の補助機関は、その活動に関する十分かつ機会ある情報を国際連合の全加盟国に提供するような形で活動すべきであり、非加盟国が補助機関の議論に参加する権利を含め、補助機関へのアクセスを確保すべきであると断言する；

8. 国連憲章第 31 条と第 32 条は、安全保障理事会のメンバーではない加盟国、特に理事会で審議中の実質的事項に特別な関心を持つ加盟国と定期的に協議することによって、その項目に関する成果文書が採択される前に、協議に参加するよう招請されなければならないことから、十分に実施されなければならないと強く主張する；

9. 平和維持活動に関する意思決定には、軍事・警察要員派遣国との協議と参加を必須とし（第 44 条に規定）、その協議は、職務権限の拡大・変更を含め、平和維持活動の創設、実施、見直し、終了、さらには特定の活動問題についても含め、包括的に行うべきであると改めて確認する。